

仕 様 書

1. 件 名 臨床研究用 PET-CT 装置の保守

2. 期 間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

3. 目 的

PET/CT 装置(PET/CT: GE HealthCare Discovery MI. x) 2 式 (資産番号 H31SN01920) の性能維持を行う。対象器機が性能を維持するように定期的に保守点検を行うとともに、突発的故障や性能不良に対し速やかに対応し円滑な診療・研究が遂行できるように対応するものとする。

4. 保守点検業務

4-1 定期点検回数

定期点検回数は3回/年実施すること。

点検日時については、量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という）担当者と協議のうえ決定するものとする。

ただし平日 9:00～17:00 までの時間内に実施するものとする。

4-2 緊急の点検

機器の突然の故障等、突発的故障やその他、QST 担当者が点検・修理が必要と判断し依頼した時に速やかにかつ必要十分な対応をすること。この場合診療・研究に可及的に影響を及ぼさない対応をすること。やむをえず、応急処置をした場合は、事後速やかに適正な方法による処置をしなければならない。

4-3 その他保守

その他、QST の受変電設備点検に伴う停電、工事等において装置への電源供給が遮断や校正用線源の交換等、装置に影響を与えられるときは、診療・研究に影響を及ぼさないよう速やかに対応すること。

また PET/CT 装置の性能、品質維持管理の考え方とその実施方法に関して QST と統一した見解を持ち、それに従って性能管理ができる技術レベルを保持すること。また国内外の会社を問わず、保守担当者は日本語に堪能であって、直接日本語で技術的会話・対応が可能であることとする。

5. 保守内容

PET/CT 装置(PET/CT: GE HealthCare Discovery MI. x) 2 式の保守内容は別紙(1) のとおりとする。

6. 報告書の提出

請負者は、上記保守点検完了後、速やかに作業結果の報告書を紙媒体で2部提出し、QST 担当者の確認を受けなければならない。

7. 損害賠償

請負者は、この業務の実施にあたって故意又は過失により QST 職員及び第三者に損害を与えたときは、QST 担当者との協議の上、その賠償責任を負うものとする。

8. 秘密保持

請負者は、本件による保守業務を行うにあたって知り得た双方の技術上、医療上、経営上、及びいかなる情報も契約履行以外の目的に使用してはならない。また、上記のいかなる情報も QST の許可を得ずに公表してはならない。

9. 疑義の解釈

本仕様書及び契約書の内容に関して疑義が生じた場合は、QST 担当者と請負者双方の協議のうえ決定するものとする。

10. 検査

保守業務完了後、QST 担当者が本仕様書5. 保守内容の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

11. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、可能な限りこれを採用するものとする。本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

部課名 分子イメージング診断治療研究部
担当者 部長 東 達也

部課名 脳機能イメージング研究センター
担当者 センター長 樋口 真人

選定理由書

1. 件名	臨床研究用 PET-CT 装置の保守
2. 選定事業者名	GE ヘルスケア・ジャパン株式会社
3. 目的・概要等	臨床研究用 PET-CT 装置の性能維持のため、定期的に保守点検を行うとともに、突発的故障や性能不良に対し速やかに対応し円滑な診療・研究が遂行できるように保守契約を結ぶものである。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号ル (物件の改造、修理、保守、点検を当該物件の製造業者又は特定の技術を有する業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき)
5. 選定理由	<p>本件保守の対象機器は、診療、研究用に使用するものであるため、最上で高質な性能を維持するように定期的に保守点検を行い、機器の機能を常に最良の状態に保つとともに、故障の早期発見、事故の未然防止に努めなければならない。また突発的故障や性能不良に対し速やかに対応し円滑な診療・研究が遂行できるように対応する必要がある。</p> <p>当該装置の保守を行うにはメンテナンス技術や知識等その装置を熟知していなければならず、GE 社製である本装置は、同社のグループ会社である GE ヘルスケア・ジャパン株式会社が日本国内の独占販売権を有しており、この権利には、装置の保守に必要な部品の供給や、保守・修理に必要な専門教育を受ける権利、技術資料の提供等の権利が含まれているため、GE ヘルスケア・ジャパン株式会社以外の他者が保守を行うことは困難である。</p> <p>以上の理由により、GE ヘルスケア・ジャパン株式会社を随意契約の相手方として選定する。</p>